

ダイジェスト版

大和市子ども・子育て支援事業計画

やまと 子育て応援プラン



平成 27 年 3 月

大 和 市

ダイジェスト版 目次

1 計画の策定にあたって

1 頁



2 計画の基本的な考え方

2 頁



3 子ども・子育て支援事業計画の基本的事項

9 頁



4 計画の推進

20 頁



5 子ども・子育て支援に関する問合せ窓口

21 頁



1

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・位置づけ

- 子どもの育ちや子育てを取り巻く状況は変化し続けています。核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母等から日々の子育てに関する支援を受けることが困難な状況となっています。また、女性の活力による経済社会の活性化の観点からも、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備がより一層求められています。
- このような中、子どもを産み育てやすい社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」¹が制定されました。これらの法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から施行されます。
- 大和市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。この計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」²をふまえ、本市の実情や取り組むべき課題に対応した子ども・子育て支援の計画として策定します。
- 本計画を、次世代育成支援対策推進法に基づいて取り組みを進めてきた「大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の取り組みを引き継ぐ計画として位置づけます。
- 本計画の推進により、上位計画である「第 8 次大和市総合計画」の基本目標「子どもが生き生きと育つまち」の実現を図ります。また、「大和市地域福祉計画」や「大和市学校教育基本計画」など、市で実施している関連する計画との整合、連携を図ります。

2 計画の期間

- 本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
大和市次世代育成支援行動計画（前期計画）					大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）									
					計画の評価									
													大和市子ども・子育て支援事業計画	

¹ 子ども・子育て関連 3 法：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

² 子ども・子育て支援法に基づく基本指針：正式名称は「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

1 計画の基本理念



子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと ～地域と共に子育て・親育ち～

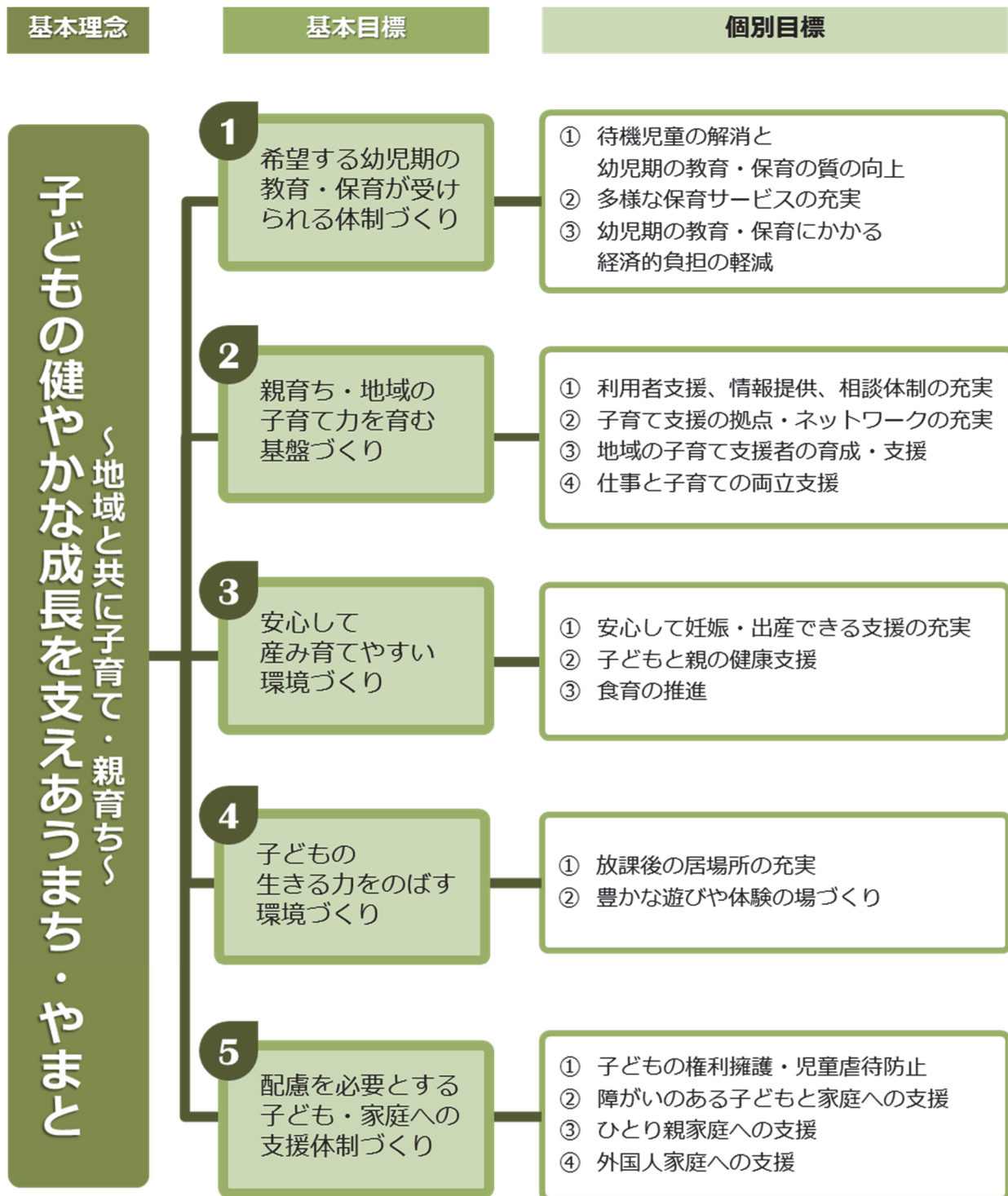
子どもの健やかな成長は人々の心に夢と希望をもたらします。子どもの笑い声はまちの元気の源です。すべての子どもたちが笑顔でのびやかに成長していくために、また、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びや生きがいを感じられるために、家庭と地域が共に成長し、支えあうまちの実現を目指します。

家庭は、子どもの心や体の健やかな成長を支える出発点であり、一番大切な存在であり、一番の責任者です。そのことを大切にしながら、家庭と地域が一緒になって、子どもたちにとって一番良いことを考え、すべての子どもたちが生き生きと自分らしく育つこと、生きる力を育むことを支えていきたい。このような想いをこめて本計画の基本理念を定めました。

平成26年度からスタートした第8次大和市総合計画・後期基本計画では、7つの基本目標の一つとして「子どもが生き生きと育つまち」を掲げ、将来都市像である「健康創造都市 やまと」を目指し施策を推進しています。本計画は、「子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に子育て・親育ち～」を基本理念とし、子どもが生き生きと育つまちづくりを推進していきます。

2 施策の体系

「子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に子育て・親育ち～」を理念とする大和市子ども・子育て支援事業計画の体系を以下のとおり決めました。



3 基本目標・個別目標

各基本目標に関連づいた個別目標の概要と、子ども・子育て支援法に定める事業（以下、重点事業）は以下のとおりです。重点事業の詳細については【】に示したページを参照。

基本目標 1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり

① 待機児童の解消と幼児期の教育・保育の質の向上

- 保育を必要とする子どもが保育を利用できるよう、待機児童の解消を子育て支援の重要な柱と位置づけます。また、本市では、共働き世帯においても幼児期の教育を求めるニーズが大きいことから、保護者の希望を十分にふまえた、幼児期の教育・保育の提供体制を計画的に確保します。提供体制の「量」の確保とあわせて「質」の向上に対する支援をします。

② 多様な保育サービスの充実

- 子育て家庭を取り巻く状況や、子育てに関する価値観が多様化しており、子育て支援への要望も多様化しています。保護者の利用希望をふまえた多様な保育サービスの充実を図ります。

③ 幼児期の教育・保育にかかる経済的負担の軽減

- 子育て家庭の経済的負担の軽減は、国全体の課題でもあります。児童手当、保護者の所得やきょうだい数に応じた幼児期の教育・保育の利用料の軽減、幼稚園就園奨励費補助などの施策により、教育・保育の経済的負担の軽減を図ります。

重点事業

- 幼児期の教育・保育【P10】
- 一時預かり事業【P14】
- 子育て援助活動支援事業【P16】
(ファミリーサポートセンター事業)
- 時間外保育事業【P17】
(延長保育事業)
- 病児保育事業【P17】



ファミリーサポートセンター事業

① 利用者支援、情報提供、相談体制の充実

- 家庭は子どもの育ちを支える出発点であることから、親が子育てに喜びや生きがいを感じられる環境を整えることが、健やかな子どもの成長を支える基盤となります。
- 子育てに関する講座・情報提供や、悩みの相談を通じて、子育ての不安感や孤立感を和らげ、家庭の子育て力を高めることで、「親育ち」の過程を支えます。

② 子育て支援の拠点・ネットワークの充実

- 地域の子育て支援の拠点・ネットワークの充実を通じて、子育て中の親同士の交流や、子育て支援拠点での相談や情報提供などを通じて、育児の孤立を減らしていく取り組みを進めるとともに、地域の子育て力の向上を図ります。

③ 地域の子育て支援者の育成・支援

- 子育ての最も重要な主体は家庭であることを基本としながらも、地域社会全体で子育てを支えていくことが重要です。地域の子育て支援者の育成・支援を通じて、地域の子育て力の向上を図ります。

④ 仕事と子育ての両立支援

- 父親と母親が共に子育てに関わり、子育てに喜びや生きがいを感じられる環境を整える観点から、仕事と子育ての両立支援に関する啓発を進めます。

重点事業

- 利用者支援事業【P13】
- 地域子育て支援拠点事業【P14】
(子育て支援センター運営事業、
つどいの広場事業)
- 養育支援訪問事業【P16】



こども～る鶴間（つどいの広場事業）

① 安心して妊娠・出産できる支援の充実

- 安心して子どもを産み育て、子どもが心身ともに健やかに成長するためには、妊娠、出産、子育て期間の切れ目のない支援の充実が必要です。
- 安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、不妊治療費の助成、妊婦健康診査の受診の推進、乳児家庭全戸訪問事業等の支援の充実を図ります。

② 子どもと親の健康支援

- 出産から子育ての時期においては、乳幼児健康診査、予防接種、乳幼児栄養指導等を通じて、子どもと親の健康支援に努めます。また、子どもの心身の発達への不安の解消の観点から、相談体制の充実を進めます。

③ 食育の推進

- 子どもの健やかな心身を育むために、食育の推進を図ります。親の食育に関する意識を高めるための情報提供、相談、講座等の取り組みを進めます。

重点事業

- 乳児家庭全戸訪問事業【P15】
(妊産婦・新生児等訪問事業)
- 妊婦健康診査【P19】



産後すぐのママのおしゃべりの場「ほや＊ほや」

① 放課後の居場所の充実

- 子育て環境の変化、都市化、ライフスタイルの変化などにより、子どもの安全・安心な居場所が減っています。小学校の放課後の時間を、安全・安心に過ごすことはもちろんのこと、より豊かに「生きる力」をのばすという視点のもと、放課後児童クラブや児童館等、放課後の居場所の充実を図ります。

② 豊かな遊びや体験の場づくり

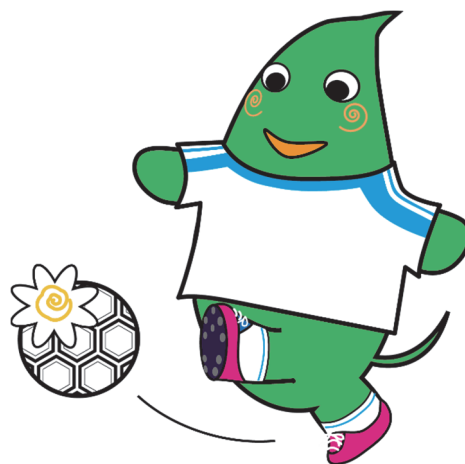
- 自然体験、社会体験、スポーツ、文化活動等、さまざまな体験や活動は、子どもの健全育成を促進し、子どもの社会性や生きる力をのばすことにつながります。放課後子ども教室の充実等を通じて、子どもがのびのびと遊べる場や、豊かな遊びや体験の場づくりに努めます。

重点事業

- 放課後児童健全育成事業【P18】
(放課後児童クラブ事業)



放課後児童クラブ



① 子どもの権利擁護・児童虐待防止

- すべての子どもが差別されることなく、個性や能力を発揮できるよう、子どもの人権を尊重する取り組みを進めます。
- 児童虐待は、子どもの健全な育成を阻害することはもとより、子どもの生命をも脅かす深刻な問題です。児童虐待の発生予防の観点から、親の孤立防止、声かけや親同士の交流の促進などの方策が必要です。また、虐待の早期発見、早期対応のために、児童相談所や民生委員・児童委員など、関係機関との連携強化を図ります。

② 障がいのある子どもと家庭への支援

- 障がいのある子どもとその家庭に対し、一人ひとりの特性や支援ニーズに寄り添った、多様できめ細やかな養育体制づくりに努めます。また、市内の関係機関との連携に関する取り組みや、支援関係者への専門知識の習得に対する県の取り組みとの連携を進めます。

③ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭では、その多くが仕事と子育ての両方を一人で担う必要があり、さまざまな困難に直面している場合があります。子育て支援、生活支援、就業支援、経済的支援など、多面的な支援が重要となっています。

④ 外国人家庭への支援

- 外国人家庭は、子育てをはじめ地域社会と接触する様々な場面で、言語、習慣、文化の違い等から、不安や不自由さを感じる場合があります。関係する団体と連携しながら、相談支援などの取り組みを進めます。

重点事業

- 乳児家庭全戸訪問事業【P15】
(妊産婦・新生児等訪問事業)
- 養育支援訪問事業【P16】



にほんごひろば（外国につながる子どもの日本語教室）

3

子ども・子育て支援事業計画の基本的事項

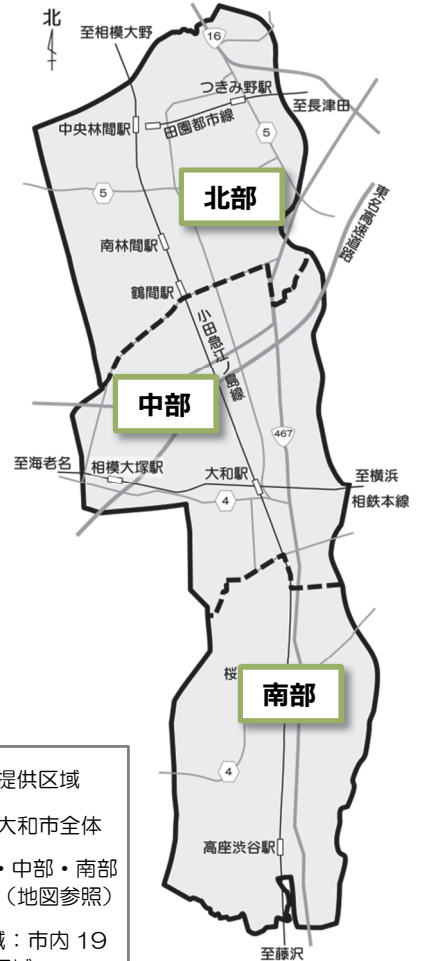
1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは

- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、本計画に「教育・保育を提供する区域」を定め、区域ごとに「量の見込み（目標事業量）」と「提供体制の確保の内容とその実施時期（確保方策）」を記載するよう定めています。
- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援事業の確保方策を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況などを総合的に検討して定めます。

教育・保育提供区域を定める事業

- 基本指針に基づき、教育・保育提供区域を定める事業は次に掲げるとおりです。なお、教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業では、それぞれの事業の利用状況等が異なることから、事業ごとに提供区域を設定しました。



本市の教育・保育提供区域

- 全市 1 区域：大和市全体
- 3 区域：北部・中部・南部の 3 つの区域（地図参照）
- 19 小学校区域：市内 19 の市立小学校区域

教育・保育提供区域を定める事業の一覧※1

子どものための教育・保育給付

施設型給付（幼稚園・認定こども園・保育所） **3 区域**

地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育） **3 区域**

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業 **全市 1 区域**

地域子育て支援拠点事業 **全市 1 区域**

一時預かり事業※2 **3 区域**

乳児家庭全戸訪問事業 **全市 1 区域**

養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業※3 **全市 1 区域**

子育て援助活動支援事業 **全市 1 区域**

時間外保育事業 **3 区域**

病児保育事業 **全市 1 区域**

放課後児童健全育成事業 **19 小学校区域**

妊婦健康診査 **全市 1 区域**

実費徴収に係る補足給付を行う事業 **全市 1 区域**

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 **全市 1 区域**

※1 地域子ども・子育て支援事業の法定 13 事業のうち、「子育て短期支援事業」については本市に施設がないため省略している

※2 一時預かり事業には、「幼稚園における預かり保育」と、「保育所における一時預かり」の 2 種類がある

※3 事業の正式名称は、「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」である

2 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の概要

子ども・子育て支援新制度の対象となる幼児期の教育・保育を提供する施設・事業と、各施設・事業の概要は以下のとおりです。

幼児期の教育・保育を提供する施設・事業

施設・事業名	施設・事業の概要
幼稚園	3～5歳の保育が必要ない子どもを対象とし、幼児教育を行う。標準的な利用時間は1日4時間。
認定こども園	0～5歳の保育が必要な子どもと保育が必要でない子どもの両方を対象とする。幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、教育・保育を一体的に行う。定員20人以上の施設で、利用時間は1日4時間、8時間、11時間に分かれる。
保育所	0～5歳の保護者が仕事などのため保育が必要な子どもを対象とする。定員20人以上の施設で、利用時間は1日8時間と11時間に分かれる。
地域型保育事業	主に0～2歳の保育が必要な子どもを対象とし少人数で保育する以下の4事業で、利用時間が1日8時間と11時間に分かれる。 ① 小規模保育事業：定員6～19人を対象に、小規模保育施設で保育を提供する事業 ② 家庭的保育事業：定員5人以下を対象に、家庭的保育者の自宅等で保育を提供する事業 ③ 居宅訪問型保育事業：特別なケアが必要な子どもや、保護者の夜間勤務等に対応し、子どもの居宅等で保育を1対1で提供する事業 ④ 事業所内保育事業：病院や企業が、主に従業員の子どもの預かるために運営する施設で、その地域において保育が必要な子どもを併せて預かり、保育を提供する事業

新制度の対象となる「幼児期の教育・保育」の利用を希望する場合は、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、子どもの年齢と保育の必要性の事由の有無により次の3区分となります。

幼児期の教育・保育の認定の区分

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所
3号認定	子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

(2) 幼児期の教育・保育の利用状況

本市の幼稚園と、認可保育所の平成26年の利用者数と利用率（対象年齢の児童人口全体に対する利用者の比率）は下表のとおりです。

幼稚園、認可保育所の利用状況（平成26年）

区域	児童人口(人)		利用者数(人)			利用率(%)		
	3-5歳	0-2歳	幼稚園	保育 3-5歳	保育 0-2歳	幼稚園	保育 3-5歳	保育 0-2歳
全市	6,230	6,233	4,091	1,206	888	65.7%	19.4%	14.2%
北部	2,714	2,712	1,804	511	381	66.5%	18.8%	14.0%
中部	1,991	2,004	1,298	380	294	65.2%	19.1%	14.7%
南部	1,525	1,517	989	315	213	64.9%	20.7%	14.0%

※1 児童人口と保育所利用者数は平成26年4月時点、幼稚園利用者数は就園奨励費補助の申請実績（平成26年7月末提出期限）を基に、居住する区域別に集計を行ったもの

※2 保育の利用者数は認可保育所の利用者数を指す

待機児童数の内訳（平成26年）

認可保育所の待機児童数は、平成26年4月時点で128人となっています。待機児童数を、年齢別、認可保育所が所在する地域別の内訳でみると、0～2歳、北部の認可保育所で待機児童が多く発生しています。

保育所所在地	子どもの年齢		合計
	0～2歳	3～5歳	
北部	69	12	81
中部	11	2	13
南部	22	2	24
市外	9	1	10
合計	111	17	128

(3) 計画最終年度の量の見込みと確保方策

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望と、計画期間の児童人口推計に基づき、量の見込みを推計しました。計画最終年である平成31年度の量の見込み（目標事業量）は、1号認定（幼稚園や認定こども園を利用）が3,594人、2号認定に相当するものの教育利用（幼稚園、認定こども園を利用）が想定されるニーズ量を690人、2号認定（保育事業を利用）が1,405人、3号認定が1,474人と推計しました。

平成31年度の量の見込みと確保方策

区域	1号	2号 教育利用	2号 保育利用	3号 0歳	3号 1・2歳
量の見込み(a) 全市	3,594	690	1,405	262	1,212
確保方策(b) 全市		4,341	1,789	337	1,238
北部		2,095	951	184	639
中部		1,236	528	98	376
南部		1,010	310	55	223
差引(c=b-a)		+57	+384	+75	+26

○教育ニーズに対する確保方策

- 市内の私立幼稚園における在籍園児数が認可定員数を下回っていることから、新制度に移行する施設の利用定員を鑑みても、おおむねニーズは充足するものと考えられます。
- 今後も私立幼稚園に対しては、新制度へ移行するよう、随時情報提供を行うなど、的確な対応に努めていきます。

○保育ニーズに対する確保方策

- 「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成 29 年度末に向けて、認可保育所の整備を進めるとともに、認可外保育施設の認可保育所もしくは小規模保育施設への移行により、入所定員数の拡大を図ります。また、児童の送迎など、様々な手法についても検討し、待機児童の解消に努めます。
- 市が定める基準を満たす認可外保育施設に対する本市独自の保育料補助制度により、認可保育所以外での保育の受入先を確保します。
- 家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業への新たな事業者による参入については、需要の状況に応じ、事業者からの申請に基づき設置していきます。

計画期間における認可保育所の整備予定

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	備考
北部			整備	○	○	● 対象は 0～2 歳 ● 50 名定員 1 ケ所
中部			整備	○	○	● 対象は 0～2 歳 ● 40 名定員 1 ケ所
南部	整備	○	○	○	○	● 対象は 0～2 歳 ● 50 名定員 1 ケ所

計画期間における小規模保育施設の整備予定

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	備考
北部			整備	○	○	● 対象は 0～2 歳 ● 19 名定員 1 ケ所
南部		整備	○	○	○	● 対象は 0～2 歳 ● 19 名定員 1 ケ所

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望をふまえて、計画期間の目標事業量を設定します。さらに、目標事業量に対応するよう、各年度における事業の提供体制の確保の内容と実施時期（確保方策）を定めます。

(1) 利用者支援事業

事業の概要

子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。子ども・子育てに関する総合窓口として、平成27年度に開始する新規事業です。

確保方策の考え方

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用に向けて、利用者の身近な場所で実施できるよう体制の整備を図っていきます。また、子育て家庭に寄り添い、ニーズに合った相談・助言を行うことができるよう、本市の幼児期の教育・保育の実施状況や地域の子育て支援事業を熟知した人材を育成していきます。そのため計画初年度である平成27年度は、市保健福祉センターの保育入所担当窓口への設置を行うことを目標とします。平成28年度に地域子育て支援拠点である子育て支援センターで試験的に実施し、子育て家庭の身近な場所で行うことを目指します。平成29年度に北部のこども～るつきみ野で実施することを目標とします。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(か所)	1	2	3	3	3
確保方策	(か所)	1	2	3	3	3



(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

本市事業名は、つどいの広場事業、子育て支援センター運営事業です。公共施設や商業施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。主に0～2歳の子どもとその保護者を対象としています。

本市では、子育て支援センター、こども～る鶴間、こども～るつきみ野の3か所を実施しています。平成25年度は、市内3か所の合計で月に延べ2,511人日の利用がありました。地域子育て支援拠点1ヶ所の1日あたりの平均延べ利用人数は30人程度となっています。

確保方策の考え方

市内3か所で開催していますが、こども～るが南部で事業展開を行っていないことから、新規開設を検討します。計画期間中に市内4か所での実施を目指し、地域の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集える拠点づくりを推進します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(人数)	3,111	3,411	3,710	4,010	4,310
確保方策	(か所)	4	4	4	4	4

(3) -1 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育）

事業の概要

保護者の用事や就労等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園在園児について、主として幼稚園の教育標準時間終了後に一時的に預かる事業です。

平成26年度から、市内すべての幼稚園17園が預かり保育を実施しています。幼稚園預かり保育の利用実績は年々増加しており、平成25年度における神奈川県私立幼稚園預かり保育推進事業の年間の実績は38,675人日となっています。

確保方策の考え方

希望する在園児が利用できるよう、神奈川県私立幼稚園推進事業の実施の推進や、地域子ども・子育て支援事業を活用した私立幼稚園への一時預かり事業の委託により、確保に努めていくことを目標とします。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(a) (人日)	61,811	65,658	69,668	72,326	75,262
確保方策	(b) (人日)	61,811	65,658	69,668	72,326	75,262
	全市合計 (か所)	17	17	17	17	17
	北部 (か所)	8	8	8	8	8
	中部 (か所)	5	5	5	5	5
	南部 (か所)	4	4	4	4	4
差引	(c=b-a)	0	0	0	0	0

(3) -2 一時預かり事業（保育所における一時預かり）

事業の概要

保育所における一時預かりは、0～5歳児を対象としています。保護者の用事や就労等、家庭において保育を受けることが一時的又は断続的に困難となった乳幼児について、主として昼間に市内の保育所で一時的に預かる事業です。平成25年度末時点で、市内の保育所20園（北部9園、中部6園、南部5園）で実施しています。保育所における一時預かりの利用実績は増加傾向にあり、平成25年度の年間利用実績は延べ7,465人日となっています。

確保方策の考え方

認可保育所の新設や、認可外保育施設の認可保育所等への移行に伴い、一時預かりの受け入れ枠が増加するよう努めます。また、待機児童数の推移にあわせて、保育所の空き定員枠を活用した一時預かりの受入を検討していきます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人日)	8,630	9,194	9,686	10,156	10,621
確保方策 (b)	(人日)	8,630	9,194	9,686	10,156	10,621
	全市合計 (か所)	34	39	39	43	43
	北部 (か所)	18	21	21	23	23
	中部 (か所)	10	11	11	13	13
	南部 (か所)	6	7	7	7	7
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

本市事業名は妊産婦・新生児等訪問事業です。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行い、必要な子育て支援サービスにつなげる事業です。

平成25年度の訪問人数は1,979人で、訪問率は92.3%となっています。

確保方策の考え方

出生数の減少が見込まれますが、現行体制を維持し、子育て家庭に必要な情報の提供や育児状況の確認を行うとともに、子育て支援が特に必要な家庭の早期把握と継続支援を行います。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(人数)	1,876	1,844	1,824	1,803	1,760
確保方策	実施体制 (人)	市常勤職員（保健師11名・管理栄養士1名）に加え、助産師等の非常勤職員を確保し、全戸訪問を行います。				
	実施機関	市直営で実施します。				

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

事業の概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、臨床心理士、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。平成 25 年度の利用延べ回数は 706 回でした。

また、要保護児童地域対策協議会を設置し、子どもの適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を平成 25 年度は 15 回開催しています。

確保方策の考え方

各家庭の状況により必要とする支援が異なるため、要保護児童対策地域協議会の関係機関等と連携して家庭環境等の把握に努め、的確な支援が実施できる体制を状況に応じて整備します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	(人数)	580	596	608	619	631
確保方策	実施体制	専門的相談支援は、市の職員（臨床心理士、保育士等）、育児・家事援助については、訪問派遣事業所のヘルパー等の人員を確保し、訪問支援を行います。				
	実施機関	市で実施します。				
	委託団体等	大和市と契約締結している訪問員派遣事業所				

(6) 子育て援助活動支援事業

事業の概要

本市事業名はファミリーサポートセンター事業です。乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）、援助を行うことを希望する方（支援会員）、支援会員と依頼会員の両方に登録した方（両方会員）とが互いに助け合う活動です。市は活動に関する連絡、調整を行います。依頼会員の対象者は、生後 3 か月から小学生 3 年生までの子どもの保護者です。

平成 26 年 3 月末時点で、支援会員 112 人、依頼会員 706 人、両方会員 6 人がファミリーサポートセンター事業に登録しています。平成 25 年度は年間で延べ 9,101 人日の利用がありました。

確保方策の考え方

利用実績に対してニーズ量が多いことから、支援会員や両方会員を増やし、事業を拡充することが必要であるため、ホームページ、チラシ等の広報媒体を用い、会員拡充に向けた利用促進のための周知を行います。また、利用者のニーズや実績を把握し、相互援助活動が活発に行われるようセンター機能の充実を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	(a) (人日)	11,145	12,138	13,028	13,884	14,726
確保方策	(b) (人日)	11,145	12,138	13,028	13,884	14,726
差引	(c=b-a)	0	0	0	0	0

(7) 時間外保育事業

事業の概要

本市事業名は延長保育事業です。保育所の在園児を対象に、保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

平成 25 年度末時点で、北部 9 園、中部 6 園、南部 3 園の認可保育所で実施しています。延長保育事業の利用実績は増加傾向にあり、平成 25 年度の年間利用延べ回数は 64,726 人日、平成 26 年 3 月の利用者数は 880 人となっています。

確保方策の考え方

延長保育を実施している保育所の在園児童については、全ての世帯が保護者の就労時間等の要件に合わせて、必要な延長保育を受けることができる状況にあり今後も同様に継続される見込みです。認可保育所の新設や、認可外保育施設の認可保育所等への移行に伴い、保育の受け皿が増えることから、延長保育を必要とする世帯が円滑に利用できるよう必要な支援に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	2,027	2,087	2,136	2,186	2,239
確保方策 (b)	(人数)	2,027	2,087	2,136	2,186	2,239
	全市合計 (か所)	32	37	37	41	41
	北部 (か所)	18	21	21	23	23
	中部 (か所)	10	11	11	13	13
	南部 (か所)	4	5	5	5	5
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(8) 病児保育事業

事業の概要

病児保育事業は、病氣中または病氣の回復期にある子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。

平成 25 年度末時点で、市内 2 か所で実施しています。平成 25 年度は、年間で延べ 1,110 人日の利用がありました。

確保方策の考え方

利用実績に対してニーズ量が大い一方で、受け入れ定員枠に対する施設の稼働状況に余裕があることから、ホームページ等の広報媒体や、利用者支援事業を通じて、利用促進のための周知を図っていきます。また、利用者のニーズや実績を把握し、本市の実情に即した事業手法の検討を進めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人日)	1,240	1,302	1,355	1,405	1,455
確保方策 (b)	(人日)	1,240	1,302	1,355	1,405	1,455
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(9) 放課後児童健全育成事業

事業の概要

本市事業名は放課後児童クラブ事業です。保護者が就労等で昼間に不在となる小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

平成25年度末時点で、20か所（公営17か所、民営3か所）で実施しています。

確保方策の考え方

計画初年度である平成27年度については、対象年齢の拡大に伴い、入会を希望する児童が大きく増加することが見込まれ、児童の居室確保が必要であると考えられます。学校の余裕教室や民間活力を活用し、すべての児童の受け入れが可能となるよう関係機関等と調整し、4か所の増設を目標に、居室確保を図っていきます。

平成28年度以降は、放課後児童クラブの利用状況や利用希望をふまえ、放課後児童を対象とした放課後子ども教室などの各事業を融合するなど、本市の実情に即した事業手法の検討を進め、平成31年度までに全小学校区において、全ての児童が放課後に安全に過ごせ、保護者が安心できる児童の居場所を必要に応じて、柔軟に利用できる一体的な事業の実施を目標とします。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人数)	1,521	1,537	1,553	1,550	1,539
確保方策 (b)	全市 (人数)	1,521	1,537	1,553	1,550	1,539
	全市 (か所)	24	24	24	24	24
	北大和小学校 (人数)	130	132	129	136	141
	林間小学校 (人数)	102	111	110	110	110
	大和小学校 (人数)	148	147	147	142	141
	草柳小学校 (人数)	70	64	59	56	56
	深見小学校 (人数)	68	67	72	70	72
	桜丘小学校 (人数)	49	49	50	46	51
	渋谷小学校 (人数)	77	82	81	86	85
	西鶴間小学校 (人数)	94	97	97	98	100
	緑野小学校 (人数)	118	125	141	136	132
	上和田小学校 (人数)	46	44	43	43	38
	柳橋小学校 (人数)	77	78	80	79	81
	南林間小学校 (人数)	84	82	83	82	81
	福田小学校 (人数)	66	61	58	59	56
	大野原小学校 (人数)	88	86	85	86	85
	下福田小学校 (人数)	57	54	53	52	50
	大和東小学校 (人数)	56	60	63	66	64
	文ヶ岡小学校 (人数)	66	69	74	76	72
	中央林間小学校 (人数)	76	78	81	78	78
	引地台小学校 (人数)	49	51	47	49	46
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(10) 妊婦健康診査

事業の概要

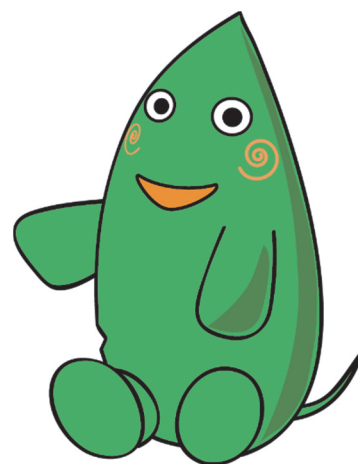
妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠出産に資するために適切な健診を行う事業です。市では14回までの公費助成を行っています。

平成25年度は2,327人を対象に25,744回の妊婦健康診査の公費助成を行いました。

確保方策の考え方

妊娠中に定期健診を受けることにより、安心・安全な出産ができる体制を確保し、標準的な妊婦健康診査回数である14回分の健診費用の一部を助成します。また、妊婦が自身の健康診査を通じ、健康づくりへの意識を高め、生まれてくる子どもの健康増進につながるよう健診の機会を確保します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(人数)	2,147	2,124	2,099	2,050	2,057
	(健診延べ回数)	30,058	29,736	29,386	28,700	28,798
確保方策	実施場所	妊婦健診が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院				
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が請求事務を委託している神奈川県産科婦人科医会を介して健診費用の支払が可能な医療機関 ● 直接委託契約している助産院 ● その他の医療機関や助産院は受診者からの還付申請で対応 				
	検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる ● 市が定める健康診査の内容 				
	実施時期	妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで				



1 計画の推進体制、進行管理

- 子ども・子育て支援事業の推進は、「こども部」が中心となって行います。推進にあたっては、本計画の基本目標、個別目標を達成するため、庁内関係各課が相互に協力・連携して個別事業に取り組むとともに、幼稚園や保育所などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。
- 計画の進行管理は、毎年度「こども部」が行いますが、「大和市子ども・子育て会議」においても事業の実施状況について審議します。
- この計画の計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間ですが、必要に応じて柔軟に見直しを行います。
- 特に、幼児期の教育・保育の量の見込みは、ニーズ調査の結果に基づいて算出したため、引き続き保育ニーズを適宜把握し、本市の実態に即した確保方策を検討することで、待機児童の解消に努めていきます。

計画の見直しの要因

- 国の制度改革
- 社会経済状況の変化
- 市民ニーズの変化
- 子育て支援事業者の意向の変化
- 計画期間内の待機児童数
- など

2 個別事業の点検・評価

- この計画は、PDCAサイクル（計画、実施、点検、改善）を着実に実行するため、個別の事務事業の評価を活用しながら点検を行っていきます。
- 個別事業の進捗状況を基に、課題の整理や改善に努めます。

3 情報公開

- 毎年度計画の進捗状況等を情報公開コーナーで閲覧に供するとともに、市のホームページなどを利用して公表します。

5

子ども・子育て支援に関する問合せ窓口

主な担当業務	所管・窓口
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当、小児医療費助成、児童扶養手当、ひとり親家庭等の福祉 	こども総務課 ☎(260)5608
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所等の利用申請、幼稚園就園奨励費、教育・保育給付支給認定、一時預かり 	ほいく課 ☎(260)5607
<ul style="list-style-type: none"> ● こども〜る、休日保育、病児保育 	ほいく課 ☎(260)5672
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭児童相談、ファミリーサポートセンター 	すくすく子育て課 ☎(260)5618
<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの発達相談、児童の通所支援 	すくすく子育て課 ☎(260)5673
<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児等訪問、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、母子保健相談、不妊・不育症治療費助成、出産費用（第3子以降）助成 	すくすく子育て課 ☎(260)5609
<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室、青少年キャンプ施設、こども体験事業 	こども・青少年課 ☎(260)5224
<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種、休日夜間の救急医療 	健康づくり推進課 ☎(260)5661
<ul style="list-style-type: none"> ● 特別児童扶養手当 	障がい福祉課 ☎(260)5665
<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する相談・援助、子育て情報の提供 	子育て支援センター ☎(267)9985
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国語通訳、通訳・翻訳ボランティア、日本語教室 	国際化協会 ☎(260)5126

※ 所管・窓口は平成27年4月時点における組織改正後の名称を記載しています。

大和市子ども・子育て支援事業計画

やまと子育て応援プラン

ダイジェスト版

発行日／平成 27（2015）年 3 月
編集発行／大和市こども部こども施策推進準備室

大和市下鶴間 1 丁目 1 番 1 号
電話：046-263-1111
ホームページ <http://www.city.yamato.lg.jp/>

